

最低賃金の改正決定に係る意見書



## 東京都最低賃金の改正決定に係る意見書提出者一覧表

1	全労連・全国一般東京地方本部一般合同労組	令和2年7月20日付け
2	全労連・全国一般労働組合東京地方本部	令和2年7月21日付け
3	東京春闘共闘会議	令和2年7月22日付け
4	東京地方労働組合評議会青年部協議会（東京地評青年協）	令和2年7月22日付け
5	東京地方労働組合評議会女性センター	令和2年7月22日付け
6	公立大学法人首都大学東京労働組合	令和2年7月22日付け
7	全国印刷出版業労働組合東京地方連合会	令和2年7月22日付け
8	新宿区労働組合総連合	令和2年7月27日付け
9	三多摩国民春闘共闘会議	令和2年7月27日付け
10	日本出版労働組合連合会東京地域協議会連絡会	令和2年7月27日付け
11	全労連・全国一般労働組合東京地方本部民事法務労働組合	令和2年7月27日付け

～以 上～



2020年7月20日

東京労働局

局長 主田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会

議長 都留 康 殿

全労連・全国一般東京地方本部一般合意

執行委員長 梶

## 新型コロナパンデミックの今こそ、国民生活の最低限保障として 早期に全国一律最低賃金制の確立と時給1500円実現を

新型コロナウイルス感染拡大の中で、“景気対策重視”ということで特別予算約100兆円をテコに大企業中心の経済支援策が行われている一方で、10万円の給付金すら500万以上の世帯に届いておらず、貧困層の生活支援は一日の猶予もならない現実に心をとめて頂きたいと考えます。

100年前のスペイン風邪パンデミックにより世界の20億人中5～6億人が感染し、一説によれば5%にあたる1億もの人々が死亡したとされています。その後の大不況が第2次大戦を引き起こした歴史をさかのぼれば、今回のパンデミックを各国がどの様に乗り越えるのか、これまでの経済の在り方を鋭く問いかけていふと言えます。

こうした中、我が国では、国民と労働者・中小企業に悉く犠牲を負わせて、富裕層と大企業のみに力点を置いて苦境から早期に脱出させ、多国籍大企業のさらなる利益構造の強化に向けての動きがみられますが、それは第1次大戦後のドイツ等に始まったファシズムを通して独占大企業の利益強化体制に類似する手法と似通っており、国民の犠牲と基本的人権の抑制によって大企業の国際競争力・利益体制づくりが画策される危険を想起しなければなりません。

このような歴史に逆行する流れに進むのでなく、社会福祉と国民生活の最低限を保障する国民の生活重視と国内経済・消費購買力強化による内的発展という平和と繁栄の道をめざすことが、我が国の労働行政に求められていると考えます。

全労連をはじめとする各地の労働団体が行った全国各地の最低限必要な生計費の調査では、札幌約22万円、鹿児島約24万円であり、東京約24万円とほぼ変わりないことが明らかになっており、時給に換算すると約1500円となります。同一労働・同一賃金の原則から全国どこでも賃金は同一であるべきですが、その最低限保障である最低賃金が全国一律であることは当然のことです。ま

た、のことにより都市と地方のバランスの良い発展が実現できます。

憲法25条では国民に最低限度の生活を保障すると共に、国に対してその実現のための責務を規定しています。賃金は低すぎる地方の最低賃金と比較して論ずるべき性質のものではなく、人間らしい社会生活を営むために最低限度必要な水準を充たすための責務を果たすべきと考えます。

なお、中小企業の支払い能力は、不公正な取引関係によって本来適正に配分されるべき利益が十分でないことによるものであり、法によって最低賃金が定められればその支払いを前提にした取引条件が決定されるのであり、取引先企業が条件の改善に応じれば解決する問題です。

以上の観点から、次の点の実現に向けて尽力されるよう、求めるものです。

## 記

- 1、現行法によるランク制の下でも地域別最低賃金の格差を解消すると共に、世界の主流である全国一律最賃制を早期に実現するよう政府に強く働きかけて頂きたい。また、そのための最低賃金法改正を実現していただきたい。
- 2、東京の最低賃金は、生計費調査の結果に基づけば1500円以上必要となります。日本ではナショナル・ミニマム基準がないことからこの調査を基に東京の最低賃金を早期に1500円とされたい。
- 3、最低賃金は、時給だけでなく月額での規定を再度設定し、安定した生活の保障を講じられたい。
- 4、2020年度東京地方最低賃金審議委員の欠員に伴い立候補した東京春闇共闘会議推薦の者が選考されなかった具体的な理由と選考基準を明らかにすると共に、基発45号に基づく公正な選出を行うこと。
- 5、最賃審議会、専門部会の情報公開を完全に行うと共に、最低賃金で生活する労働者の意見陳述を実現すること。

以上

2020年7月21日

東京労働局

局長 士田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会

議長 都留 康 殿

全労連・全国一般労働組合東

中央執行委員長 森

## 全国一律最賃制と時給1500円の早期実現、すべての審議会・専門部会の全面公開、及び意見陳述を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大による経済危機の最大の要因は、新自由主義にもとづくアベノミクスによって日本経済の基盤が衰弱させられていたことにあります。その被害は甚大なものとなっており、非正規労働者をはじめとした貧困層に如実に現れ、雇用も破壊されはじめしており、中小零細企業の事業継続も危機状況に陥っています。

今のコロナ禍の経済危機から脱却していくためには、長期的な構えが必要とならざるを得ないことから、一時的な手当てだけでなく、GDPの約6割を占める個人消費の拡大に政策の基盤を置くことが必要です。2008年のリーマンショックのとき、欧米の各国は、最賃引き上げと労働者の賃上げを行い、内需を拡大して経済危機を乗り切ってきました。今こそ日本もこれを見習うべきです。全国一律最賃制の確立で賃金格差を是正し、時給1500円に引き上げることにより底上げを図り、個人消費の拡大を実現していくことが必要です。

私たち全国一般は、民間の中小零細企業の職場を多く組織する労働組合です。私たち民間の中小零細企業の賃金は、定昇制度もないところが多く、18歳初任給は16万円以下に、15年も20年も据え置かれているのが実態です。ここ数年の最賃引き上げに伴い、やむなく初任給を引き上げざるを得ない職場が目立ちます。また、年齢や経験に関係なく、現行の最賃に張り付いた賃金しか支給されない労働者も多く、最賃が引き上げられなければ、賃上げも難しい状況に置かれています。

先進国で最低と云われる今の最低賃金では、コロナ禍の経済危機を脱却するための消費の拡大には全くつながりません。現行最賃は最も高い東京で1013円、年間2000時間働いても202万円にしかならず、貧困からは抜け出せないことは明らかです。しかも、消費税10%の影響も大きく、実質賃金は下がり続ける一方です。

私たちが求めている「時給1500円、全国一律最賃制」を実現することによって、消費拡大による「経済の好循環」が実現し、国や自治体の民間委託の委託金額や、不公正な取引の改善にも必然的に大きな影響をもたらします。

最低賃金の決定要素に「企業の支払い能力」があることは承知していますが、最も多く非正規雇用労働者を雇用しているのは大企業と自治体です。大企業と自治体は、今すぐにでも私たちが求めている「時給1500円」を実現することは可能です。安倍首相も最賃引き上げの必要性と同時に、中小企業支援についても言及していますが、社会保険料の減免措置など、税制面や法制度面での実効性のある中小企業支援と、公正取引の実現は不可欠であると考えています。

私たちが加盟している全労連の生計費調査でも、東京春闘共闘会議の生計費調査でも、地域による違いはなく、どの地域でも時給1000円どころか「1500円、1600円は最低必要」であることが明らかになっています。福井県知事や山形県知事をはじめ、多くの自治体の長が、最低賃金は地域間格差をなくし、「全国一律にするべきだ」との声がますます強くなっています。

貴審議会に対し、経済団体の「今年は引き上げ凍結」などの暴論にまどわされることなく、以上のことを充分に踏まえた審議・答申を求めるとともに、以下の事項について意見・要望するものです。

#### 記

1. 現行法によるランク別の下での地域別最低賃金の格差を解消すると共に、世界の主流である全国一律最賃制を早期に実現するよう政府に強く働きかけて頂きたい。また、そのための最低賃金法改正を実現していただきたい。
2. 東京の最低賃金は、生計費調査の結果に基づけば1500円以上が必要となります。日本ではナショナルミニマム基準がなおことから、この調査を基に東京の最低賃金を早期に1500円とされたい。
3. 最低賃金は時給だけでなく、月額での規定を再度設定し、安定した生活の保障を講じられたい。
4. 2020年度東京最低賃金審議委員の欠員に伴い立候補した東京春闘共闘会議推薦の者が選考されなかった具体的な理由と選考基準を明らかにすると共に、基発45号に基づく公正な選出を行っていただきたい。
5. 最賃審議会、専門部会の情報公開を完全に行うと共に、最低賃金で生活する労働者の意見陳述を実現していただきたい。

以上

2020年7月22日

東京春闘共闘会議

代表 萩原

## 2020年・東京最賃審議会への意見書

新型コロナの感染拡大が懸念される中、2020年最低賃金改定に当たり、東京春闘共闘会議として改訂審議にあたって調査審議すべき課題を指摘し意見とします。

1. 最低賃金法の目的は、第1条「この法律は、勤労者に対し賃金の最低水準を保障して勤労者の生活安定及び労働力の質的向上を図ることにより、国民経済の健全な発展に尽くすことを目的とする」とあるように、憲法25条の下に定められた法律であり、その賃金決定に当たっては、地方においては都道府県労働局長が任命した最低賃金審議委員で構成する審議会による調査審議が行われ、その結果を受けて労働局長が決定することとなっている。

2. 法第9条では地域別最低賃金の原則は「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」賃金の決定である。今回の新型コロナ禍による景気の後退局面の中で、経営者団体から、最低賃金の引き上げは、さらなる雇用の悪化、失業の発生リスクを高めるとして最低賃金の凍結を求める声があるが、中小企業経営の深刻な状況を考慮することは必要であるが、最低賃金の引き上げは、低廉な賃金ではたらく労働者と家族の生活を支えている賃金であり、抑え込みは法の目的と原則を踏み外すものでありすべきではない。最低賃金引き上げをきっかけに企業倒産・廃業が起きたとの話は聞いたこともない。また、実施時期についても、一部から雇用調整が行われることを口実に変更の声が上がっているが、いわゆる「10万、150万の壁」の問題であり、「壁」の見直しこそ求めるべきである。

3. 全国の中小企業が抱える問題は、最低賃金の引き上げによる経営リスク以前の問題であることは、中小企業庁が示したように、2025年には中小企業の3分の1に当たる127万社が、後継者不足などにより廃業のリスクを抱えており、累計で約650万人の雇用と役22兆円のGDPが失われる恐れがあるとした。また、帝国データーベンクの「休廃業・解散」動向調査でも後継者と入手不足により、雇用喪失と地域経済へのダメージを懸念している。雇用の7割と地域経済のカギを握る中小企業の活性化は、日本経済の活性化にとり欠かせない課題である。最低賃金の引き上げは、低廉な賃金で働く多くの非正規労働者の困窮する生活改善はもとより、GDPの6割近くを占める個人消費を拡大し、コロナ感染収束後の日本経済の発展に寄与するものである。

4. 地域別最賃の格差が、賃金の高い地方へと労働力が流動する傾向が顕著となり問題化している。地方では人材不足が中小企業倒産・廃業の原因となり、地域経済への影響が懸念されている。そのことは、最低賃金のもう一つの課題である全国一律最低賃金制度に改めることが求められる。

5. 東京都の最低賃金は時間額1013円であり、1日8時間、週40時間で月21日働いたとしても月額17万円程度であり、税と社会保険料を除くと可処分所得は月12から13万円程にしかならない。全国で一番高い東京の最低賃金であっても、新型コロナ禍で休業を余儀なくされた低賃金・非正規労働者の多くは、蓄えもなく、職を失い日々の暮らしに困窮している。世界に類を見ない「企業の支払い能力」と労働者の生活を支える最低賃金を同列に協議し、決定することは過ちであると言わざるを得ない。

新型コロナ感染にともなう経営不振や廃業・倒産、雇用と失業への対策は国が繰り返し行うべきものである。私たちは中小企業の厳しい経営の現状を承知している。最低賃金の引き上げにより、大きな影響を受ける中小企業に対しては、国として有効で具体的な対応策を講ずることである。中小企業団体のアンケートからも、最低賃金の引き上げへの支援に社会保険料の減免や減税、補助金などが求められている。また、元請け企業などによる優越的地位の乱用や低単価の押し付けの解消。先進国に比べても比較にならないほど少ない中小企業支援策の拡大が求められる。

中小企業を取り巻く現状への対応は、最低賃金を抑えれば解決する問題ではなく、国が向き合う課題であることは、中小企業白書が明らかにしている。そのことを念頭に置いた審議が求められる。審議会は、法の趣旨を逸脱し、支払い能力論で低廉な労働者の賃金を抑制しないことを強く求める。

6. 東京春闘は8時間働けば普通に暮らせる賃金はいくらかを求める最低生計調査を2019年に実施した。結果は、別紙資料にあるように、25歳単身者が自立して暮らせる賃金は月25万から26万円、月150時間換算で時間額1600円から1700円となった。全国的に取り組まれた調査でも同様の結果であり、全国一律最低賃金制度の必要性とともに、全国どこでも大きな差がなく時間額1500円となっている。

最低賃金審議に当たっては、私たちが行った「生計費調査結果」を参考に調査審議すること。私たちが推薦する者の意見陳述を公開にて実施すること。

改めて、新型コロナの感染拡大が懸念されている現状を踏まえ、これまで以上の経営や雇用・失業対策の拡充を求めるることはもとより、最低賃金法の目的に即し、日常生活に苦慮する最低賃金付近の低廉な労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる賃金の引上げに向け、調査審議を行うことを求める。

最後にこの間の審議会における公開審議の場の拡大に感謝し、引き続き、専門部会を含め審議の公開を強く求め、以上意見とする。

2020年 7月 22日

東京地方最低賃金審議会 御中

(団体名) 東京地方労働組合評議会青年部協議会(東京地評青年協)

〒170-0005 東京都豊島区南池袋2丁目10-1

TEL03-5395-3171 FAX03-5395-3172

(代表者名) 議長 千保

## 東京で早期に最低賃金 時間額 1,500 円の実現を

### =2020年 最低賃金額改定にむけた意見書=

貴審議会の活動に対し、心より敬意を表します。

私たちは東京地方労働組合評議会（略称 東京地評）に加盟する産業別・地域の組合の青年部員が集まって活動している、東京地評青年協です。都内で働く青年労働者の権利や労働条件の改善のために活動しています。

今年度の最低賃金額の改定にあたり、以下の点をふまえて審議を行っていただくとともに、都内で働くすべての労働者が健康で文化的な生活を営むため、最低賃金の時間額 1,500 円の実現を求めます。

#### <青年労働者の実態>

青年労働者をめぐる生活や労働環境は、年々厳しさを増しています。青年労働者の約半数は非正規雇用で、ダブル・トリプルワークをしないと自立した生活を送ることができません。一方、正規で働く青年労働者も低賃金、長時間過密労働など厳しい状態にあり、賃金のベースアップがなかなか進まないなか、残業代があるから何とか生活できています。高い奨学金の返済に苦しむ青年労働者も多くいます。

また、青年労働者のところにも、労働条件の切り下げや雇い止めなどといった形で、コロナの影響が押し寄せてきています。シフトに入れない、雇い止めにあった、残業代が入ってこないなどの理由から、家賃を払うことをはじめ、最低限の暮らしをするのが困難になってきています。もともと貯金がさほどできていない青年労働者にとって、コロナの影響は生活の破綻に直結してしまいます。このような状況だからこそ、生活を守るために最低限の賃金がしっかりと保障されなければなりません。

東京地評青年協は、青年労働者の声をさらにつかもうと、Twitter で「最賃 1,500 円になったら」の声を集めました。集まったのは、「自衛では、どうにもならない。ゆとりある生活、命と暮らし守る最賃にして欲しい」「コロナ禍の今だからこそ、1,500 円は必要」「残業しないで定時退社できる」「食費削って病院代を出す必要がなくなるかも。ダブルワークいらなくなる」「風邪や体調不良で仕事を休んでも次の月、生活に困らない」「ちゃんとご飯が食べられる」などの声です。贅沢を求めているのではありません。必要最低限のふつうの暮らしが最賃 1,500 円になつたら実現できるという、ささやかな、しかし切実な声です。

働き食べ寝るだけが生活ではありません。青年が健康で、且つ文化的な生活をしていく、またコロナ禍を乗り越えていくためには、最低限のお金が必要です。時間額 1,500 円は、そのための必要最低限の水準です。

### ＜生計費として時間額 1,500 円は最低限度の水準＞

東京春闌共闘・東京地評が 2019 年に実施した最低生計費調査（別表参照）では、25 歳単身者が都内で健康で文化的な最低限度の生活を送るために月額 24 万～27 万円、時給換算で 1,600 円～1,700 円以上（150 時間換算）が必要との結果が出ました。最低生計費調査は全国的に取り組まれており、全国どこでも月額 22 万～25 万、時給換算で約 1,500 円が必要との結果が出ています。早急に全国一律時給 1,500 円以上にすることが求められます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、サービス業・観光業などをはじめ、さまざまな産業で休業者や失業者が増加しています。失業者はリーマン・ショックを越えるとの報道もあります。1,013 円の東京都最低賃金額で働いていても、失業手当は日額 4,694 円、月額 13 万円（月給付日数 28 日）程度で、労基法 26 条による失業手当では、日額 3,640 円、月額 11 万円程度にしかなりません。これでは、憲法 13 条（幸福追求権）、憲法 25 条（生存権）が保障されているとは到底いえません。

また、政府は第 2 次補正予算で、雇用調整助成金の上限を 8,330 円から 1 万 5,000 円まで引き上げました。8,330 円（時間額 1,041 円に相当）では生活できないということを国が認めた結果です。引き上げ後の上限額は、時給換算にすると 1,875 円になります。これは都内・新宿区で青年が暮らしていくために必要な生計費結果（別表参照）に近い金額となっています。

時間額 1,500 円は高いという意見もありますが、生計費調査でも明らかになったように、青年労働者がふつうに暮らし、将来に展望をもって、人間らしい生活を営むためには必要最低限の水準です。将来不安から交際費や生活費を削って貯蓄をするという現状では、趣味や旅行等に使えるお金はなく、地域経済の活性化もできません。まして、このコロナ禍で地域経済を循環させ、景気回復を図っていくためには、中小企業への支援とともに、時間額 1,500 円を実現していく。このことが急務の課題となっていると考えます。

### ＜最低賃金の引き上げに向けて＞

最低賃金法第 1 条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とあります。

現行の東京都の時間額 1,013 円では、年間 1,800 時間働いても年収 182 万円を若干超える程度で、これでは年収 200 万円以下のワーキングプアです。

労働者は働いて得た賃金でしか生活を営むことができません。非正規労働者や名ばかり正社員、雇用によらない働き方が増え続けているいま、賃金の底上げを図らないと消費も伸びず、景気も回復できません。将来にわたって貧困の連鎖が続く要因にもなります。

青年労働者を取り巻く実態を踏まえた上で、東京都の最低賃金が、健康で文化的な最低限度の生活を送るに足るかどうか、人たるに値する生活を保障するものかどうかという観点から審議していくとともに、東京で早期に最低賃金 1,500 円の実現を求めます。

以上

区名	立川市		八王子市		北区		世田谷区		新宿区	
	男性	女性								
消費支出	191,408	188,749	171,832	169,266	179,804	176,824	188,733	185,753	194,448	191,468
食費	42,364	34,314	42,364	34,314	44,361	35,858	44,361	35,858	44,361	35,858
住居費	61,458	61,458	43,750	43,750	57,292	65,625	76,042	76,042	76,042	76,042
水道・光熱	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780
家具・家事用品	2,631	2,820	2,643	2,867	2,540	2,703	2,540	2,703	2,540	2,703
被服・履物	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302
保健医療	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885
交通・通信	20,251	20,251	18,801	18,801	12,075	12,075	12,171	12,171	6,469	6,469
教養・娯楽	26,185	26,207	26,171	26,185	25,577	25,613	25,577	25,613	25,577	25,613
その他	23,749	28,732	23,333	28,382	23,189	28,316	23,689	28,816	24,689	29,816
非消費支出	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938
予備費	19,100	18,800	17,100	16,900	17,900	17,600	18,800	18,500	19,400	19,100
最低賃	210,508	207,549	188,932	186,166	197,704	194,424	207,533	204,253	213,843	210,568
生計費(月額)	262,446	259,487	240,870	238,104	249,642	246,362	259,471	256,191	265,786	262,506
年額(税込)	3,149,352	3,113,844	2,890,440	2,857,248	2,995,704	2,956,344	3,113,652	3,074,292	3,189,432	3,150,072
・月150時間換算	1,750	1,750	1,606	1,587	1,664	1,642	1,730	1,708	1,772	1,750
173.8時間換算	1,510	1,493	1,386	1,370	1,436	1,418	1,493	1,474	1,529	1,510
2019年最低賃金額									1,013	



東京地方最低賃金審議会 御中

東京地方労働組合評議会女  
議長

〒170-0005 東京都豊島区南大塚

TEL03-5395-3171 FAX03-5395-3240

## 東京の最低賃金確定にむけての意見 東京で早期に最賃1500円を実現し、女性の貧困解消を

### 意見

1. コロナの中で地域経済が疲弊する中で、消費を増やし、地域経済を活性化させるためにも、中小企業に最賃引き上げのための助成・援助措置を行い、賃金水準を引き上げていくことが重要である。
2. 最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきである。けっして、企業の支払い能力との見合いで決められるものではない。いますぐ、時給1500円以上に引き上げることが求められる。
  - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとするべきである。
  - (2) 最低賃金額は女性が一人の人間として自立した生活を営める水準とするべきである。
3. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、だれもが結婚・妊娠・出産・子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきである。
4. 男女賃金格差をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきである。
5. 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すべきである。

### 意見理由

#### <新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の経済活性化のために>

新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業が政府の対策である資金繰りや雇用での支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力をしている。現況の経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げ、引き上げのための中小企業の負担を減らすために政府によるさらなる支援の強化が求められている。支援強化とともに最賃額の引き上げは、コロナ禍後の社会安定のセーフティーネットを促進するメッセージとなるものである。最低賃金を改定した場合に賃金を引き上げなければならない労働者が多い業種は宿泊・飲食業が最も多く、新型コロナウイ

ルス感染症の感染拡大による影響を強く受けている業種と一致している。2位は卸売り小売業、3位は生活関連・娯楽であり、上位3つの業種をみても、国民の所得をあげることによって3つの業種の営業の改善効果が期待できる分野である。またこの3つの分野は女性の多い業種である。女性の賃金水準の向上と雇用の安定のためにも、最賃の引上げと中小企業支援の拡充を求める。

#### ＜生計費として時給1500円程度は最低必要である＞

東京地評・東京春闌が実施した「最低生計費試算調査」によって、都内若年単身者が最低限度の生活維持には時給1700円以上が必要であることが判明した。地方によって家計費目に特徴があるが、全国どこでも、税・社会保険料込で、月額22万円～25万円弱は必要という結果が出た。月150時間で換算すれば、およそ時間給1500円程度となる。全国一律最低賃金制度を確立し、どこでも誰でも時給1500円を目指すことが求められる。また、最低賃金額の決定については、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響により可処分所得が少なくなっていることも含めた検討し、大幅な引き上げが必要である。

#### ＜若者の将来の希望のためにも最低賃金の引き上げが必要である＞

第4次少子化社会対策大綱は、「2019年の出生数（推計）は86万4,000人と過去最少を記録し」「人口減少は深刻さを増している」と報告している。その背景には、「経済的な不安定さ」があるとも指摘している。昨年夏には金融庁が老後の生活のために年金だけでは足りず夫婦で200万円を準備しろとの報告を発表した。20～30代の青年が「結婚していない理由」のトップに挙げているのは「経済的な厳しさ」である。年収300万円未満の青年は、20代のほぼ9割、30～34歳でも65.6%を占めている。これでは、結婚できないし、また老後の準備もしなければならないとなれば自らの自立て精いっぱい、産むことをためらわざるをえない。社会保障費の削減の理由に少子高齢化があげられることがしばしばだが、非正規化、賃金の低下で貯蓄ゼロ世帯が多いなかで、社会保障の支え手を支援していくことが求められている。政府に今求められているのは、一人の人間が一人の子どもを育てられる生計を営むことができる賃金を保障することである。

#### ＜女性の貧困・子どもの貧困をなくすために最低賃金の引き上げが必要である＞

現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障していない。個人を単位として必要な生計費水準の最低賃金を考えるべきである。日本の子どもの貧困率は、13.9%と非常に高い。さらに、「ひとり親と子どもの世帯」の相対的貧困率は50%を超えており、世界一高い。特に、母子世帯の貧困は深刻であり、8割以上が就業しているが、働いても生活保護などの所得補填がなければ暮らしていく、働き方の半数は非正規雇用である。パートのダブルワーク、トリプルワークで、働き詰めに働いても、生計費を賄えない賃金は、憲法25条違反と言わざるを得ない。子どもの貧困をなくすためにも、母子世帯の母親の稼働所得水準を上げることは喫緊の課題である。

### ＜男女賃金格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが必要である＞

昨年、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数で日本は121位と過去最低の順位に転落した。日本の順位が低い大きな要因に男女の経済格差がある。総務省労働力調査では、労働者に占める女性の割合が5割を超えたと報告されていて、増えた女性労働者の多くが、非正規労働である。女性労働者の6割近くは非正規労働者であり、そのなかでもパート労働者が多数を占めている。男性正規労働者の賃金水準を10割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は3割を超えない。男女賃金格差を是正のために最低賃金を引き上げる意義は大きい。また、長時間労働が蔓延し、ワーカーライフバランスを実現する施策が整わず、性別役割分担意識が払しょくされない中で、女性労働者は正規雇用から排除され、非正規雇用を選ばざるを得ない。「女性が輝いて」働くためには、長時間労働の解消とともに、「8時間働きながら暮らせる賃金」の実現が求められる。男女ともに残業しなくても暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要である。

### ＜女性の自立のために最低賃金の引き上げが必要である＞

女性が非正規雇用を選ばざるを得ない背景の一つに、長時間労働が蔓延する中で、家族的責任を果たすためにパートなど労働時間が選べる雇用形態を選択している実態がある。その際、税と社会保障制度が世帯単位となっているために、世帯の所得を減らさないことを目的に、女性が就労調整を行い、夫の扶養の範囲で働くことを選択している状況は少なくない。現行の最低賃金額は、全国加重平均額901円（2019年10月改定）であり年間1800時間をフル稼働で働いたとしても162万1800円にすぎない。女性の現役時代の低所得は、老後の年金額にも反映され、女性の年金額は低く、単身での暮らしを賄うものとならない。本年パート労働者への厚生年金の適用拡大の法改正が行われたが、女性が就労調整をせずに働くことを可能にし、男女問わずに生涯自立て生計を賄うに足る年金額の保障のため最低賃金額の大幅引き上げが求められている。

### ＜地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金制度の確立が求められている＞

2019年の地域別最低賃金の改訂により、東京都は1013円となったが、隣県の埼玉は926円、千葉は923円と地域間格差が生じている。全国最下位の最低賃金は790円で223円との差がある。最低賃金が低い地域から、高い地域への人口流出がおこり、地方自治体・中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済は疲弊し、衰退の一途をたどっている。日本経済の健全な立て直しのために、地域間格差の是正が必要である。全国一律の最低賃金制度を確立することが求められている。

以上



2020年 7月22日

東京地方最低賃金審議会 御中

団体名：公立大学法人首都大学東京労働  
代表者：中央執行委員長 増田  
住 所：〒192-0397  
東京都八王子市南大沢1-1  
東京都公立大学法人都立大学  
本部棟3F-333

## 東京都最低賃金の改正にあたっての意見

### 全国一律最低賃金制度と

### 東京で早期に時給1,500円以上の最低賃金実現を求める

日頃より労働者の権利を守るための労働行政の推進とご奮闘に感謝申し上げます。大企業の内部留保が増大する一方で、非正規労働者は4割に限りなく近づいています。東京都の現在の最低賃金・時給1,013円では、年間1,800時間フルに働いてもワーキングプアといわれる年収200万円にも届かない180万円台で、正規労働者との格差は拡大するばかりです。高物価、高家賃に加え、昨秋は消費税10%への増税もあり、必要最低限の生活を確保するには、時給1,500円以上は必要です。大企業がため込んでいる内部留保を活用すれば最低賃金を上げても対応でき、さらに中小業者へは「業務改善助成金」制度だけでなく、社会保険料の事業主負担の軽減などを実施することも可能です。

さらに、今年は未曾有の新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、雇い止め、大幅な賃金引下げで、労働者の暮らしはますます苦しくなっています。

大学生や大学院生の多くはアルバイトをし、卒業後も奨学金という多額の借金をかえ、その生活は年々厳しさを増していますが、今年はそのアルバイトもままならない状況に追い込まれています。

私たちは大学に働く教職員の労働組合として、こうした若者と身近に接しており、自らの賃金とともに最低賃金は観過できない切実な問題です。

私たちは、東京都最低賃金の改正にあたって、以下のとおり意見を申し述べます。

1. 広範な非正規労働者の生活に大きな影響をもつ東京の最低賃金を、生活実態を調査したうえで審議し、速やかに1,500円以上に引き上げること。
2. 審議会および専門部会は全面公開すること。
3. 審議にあたり、東京で暮らす労働者、非正規労働者が直接意見陳述する場を保障すること。
4. 世界では常識となっている全国一律の最低賃金制度の必要性を国に要望すること。

以上



東京地方最低賃金審議会 御中

2020年7月22日

全国労働組合連絡会議 働組合東京地方連合会

執行委員長 砂川兼

〒113-0033

文京区本郷 2-36-2TM 畑中ビル 302

TEL:03-3818-5126 / FAX:03-3818-5127

## 東京で早期に 1500 円の実現と審議会、専門部会の全面公開と議事録をホームページで公表すること、公正運営、意見陳述を求める意見書

貴審議会の活動に対し心より敬意を表します。

現在、東京地方最低賃金の時給 1013 円では年間 1800 時間フルに働いても年収 182 万円強程度の低い金額です。これでは、年収 200 万円の貧困ラインにすら達していません。

東京地評が提起した「生計費調査」に全印総連東京地連からも 50 人の仲間が協力をしました。その結果は「ふつうの暮らし」をするためには、男性で月額 249,642 円、女性では月額が 246,362 円でした。これを年収に換算すると 300 万前後になります。しかもこの生計費では食費は 35,000~44,000 円、住居費は 57,000 円、保険医療費は 1000 円~2000 円、衣服は男性で 24000 円のスーツが 2 着、女性は 4000 円のジャケットを 2 着、それを 4 年間着回している状態。

全労連が全国各地で行った生計費調査では地域間格差がほとんど見られず、年間 270 万円~300 万円の水準である。必要な時間額は 1400 円~1500 円に分布しています。全労連の単身者の最低生計費を参考にして、この目安額で月予算を組んでみると、①予備費、交際費、保健医療費は 0 円とせざるをえません。②趣味や旅行への支出は 0 円とし、交通・通信費を 1.2 万円まで切り詰めざるをえません。③食費は 2.3 万円まで切り詰めざるをえないという内容になります。健康や文化的な部分、休養や社会的交流をすべて犠牲にせざるをえません。全労連の最低生計費調査には「1 割の予備費」があります。これは、第 1 に、失業や病気などの不慮の事態に備え一定の貯蓄ができる水準が必要だからであり、第 2 に、個々の多様な事情を尊重するために欠かせないからです。

この結果、必要最低限の生活を確保するには、少なくとも時給 1500 円は今すぐ必要です。

全印総連が毎年実施している家計調査においても、正社員でさえ「ギリギリでショック」「税金・社会保障の負担が大きい」「貯蓄する余裕が無く、老後が心配」「節約していくても

「冠婚葬祭費用などが心配」と言う声が多いのが実態です。非正規で働く仲間の声は、もつと切実です。雇用の非正規化と低賃金・低所得層の増大により、最低賃金=「家計補助型」という従来の「社会標準」は当てはまらなくなっています。家計の主たる担い手として、労働者本人が暮らせる最低賃金を「社会標準」にしていくしか手立てがありません。「最低賃金1500円」の要求は、憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に照らせば、当然保障されなければなりません。

今年度はコロナ禍の中で、時短勤務や交代制勤務、自宅待機など健康で働き続けるための施策を労使で協議して実施しています。その結果、労働組合のある職場では基本給は確保されましたが、残業が無くなり残業代が加算されないと基本給だけの収入になります。コロナ禍の影響で一時金も定額になり、月々の収入はほぼ基本給になり、特に若年層では生活が急に厳しくなったという声が多く聞かれるようになりました。

東京都の賃金審議会では、当事者の意見陳述も実施されず、審議も公開も不十分で最賃の引上げによって生活が改善する労働者の声が審議にいかされず、審議の具体的な内容も不明であり、公正・公平な審議で最低賃金が決定されているとは思えません。

本来、労働時間は1日8時間、週40時間で経済的な心配なく暮らしていけるだけの賃金が確保されるべきです。日本国憲法にある「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」は「全国一律の最低賃金、東京で早期に1500円の実現」を求める私たちの要求は多くの国民・都民のささやかな願いです。

貴議会に対し以下の事項を意見するものです。

#### 記

- ①コロナ禍の中で様々な勤務時間制限がある中での働き方は8時間労働で暮らせる賃金です。どこでもだれでも時給「1500円」の実現が要求です。
- ②審議会および専門部会は全面公開。
- ③東京で暮らす労働者（東京春闘共闘の推薦する者）の直接意見陳述を審議会の場で実現して頂きたい。
- ④すべての最賃審議会、専門部会の議事録をホームページで公表する事。
- ⑤専門部会委員の公正な任命。基・発545通達に基づき、東京春闘共闘が推薦する委員の選任
- ⑥毎年、最賃をあげると倒産する企業がでると審議委員の発言がありますので、倒産する企業の中で倒産の主たる原因が「最賃を20数円上げたこと」の件数を公表していただきたい。

以上

# 東京都最低賃金の改定決定にかかる意見書

東京労働局 御中

2020年7月

新宿区労働組合

議長 伊藤

東京地方最低賃金審議会による調査審議に対して、私たちは中央最低賃金審議会による「現行水準の維持が適当」という判断に抗議し、東京都の最低賃金を一刻も早く1500に引き上げるべきであるという意見を申し上げます。

## 記

### 1、新宿地域の現状

新宿区は、世界一の乗降客数を誇る新宿駅を中心とした一大商業地であり、歌舞伎町等の繁華街に働く区民も多く、同時に多文化共生地域として外国人の居住者も多く暮らしています。また、国立国際医療センターや大学病院など、医療機関も集中し、そこで働く労働者も多く生活する地域という特徴もあります。また、高所得層のタワーマンションが増える一方で、高齢者の一人暮らしの割合が高い地域でもあります。

いま新型コロナウイルス感染被害が広がる中で、新宿は感染拡大の震源地として、あるいは感染防止対策の最前線基地として、全国から注目されています。

補償が不十分なままの経済活動自粛要請により、閉店や廃業に追い込まれる中小零細業者が増えています。コロナ関連の解雇・雇止め、賃金不払い等、雇用状況の急速な悪化の中で、新宿区労連・新宿一般労働組合に寄せられる労働相談も激増しています。

相談内容の特徴をあげると

- ①有期契約社員、派遣、日々雇用、アルバイトなど、不安定な雇用形態の労働者から、雇用関係が失われている。
- ②以前からパワハラを受けていた労働者が、コロナを口実に解雇や退職強要を迫られる。
- ③臨時休業にあたって、正規は10割、非正規は6割など休業補償の差別待遇がある。
- ④臨時休業に有給休暇使用を強制する。有給休暇が発生しない労働者には補償なし。

- ⑤シフト勤務の労働者は、シフトに入る日数や時間の削減・白紙化で無給状態に。
- ⑥休業手当を支払う体力もない零細企業は雇用調整助成金の申請すらできない。などの事例が多く、特に非正規雇用労働者からの相談が深刻なものになっていま

す。

それは、最低賃金に抵触する低賃金労働者の場合、もともとその賃金では生活できるために長時間残業やダブルワークで補っているので、たとえ雇用が守られ休業手当が支給されたとしても、最低賃金水準の6割に引き下げられた補償しか得られない中で、国が合法的に労働者の生活を破綻させているという状況があるからです。

コロナ感染拡大のなか「新しい生活様式」が求められる時代であるからこそ、「8時間働けば普通に生活できる」最低賃金の水準が必要不可欠になっています。

## 2、新宿区労連の取り組み

私たちは2012年から春闘時期に最低賃金引上げを求めるアピールデモを開始し、2015年からは「最低賃金1500円」の要求を掲げて現在まで毎月、新宿駅前をパレードしています。これまで継続してきた理由は、毎回沿道の労働者や商店の従業員から大きな声援を受けてきています。

東京の最低賃金は1013円です。フルタイム働いても、月収15万円、年収182万円で、とても自立した生活はできません。

昨年、私たちが取り組んだ最低生計費試算調査では、25歳の青年が一人で新宿に住み、人間らしい生活をするには、男性で月額26万5,786円、時間額1,772円、女性は月額26万2,506円、時間額1,750円が必要という結果になりました。

「最賃1500円」の要求は決して贅沢な生活を求める要求ではありません。

## 3、結論

新型コロナウイルス感染拡大防止の休業要請等における雇用を守るための雇用調整助成金については、当初、日額上限が8330円（時給換算1041円）とされていましたが、「全く足りない！」という国民の批判から、政府は第2次補正予算で1万5千円（同1875円）に引き上げました。全国どこでも時給千円では生活できないことを政府は認めています。

中小企業経営者が懸念する「支払能力」については、諸外国が行う中小企業減税、人件費支援、社会保険料の事業主負担軽減策などを通じて経営を支援するべきであり、個人消費の拡大に直結する最低賃金引上げこそ、コロナ感染拡大による経済被害を克服する経済好循環を実現する道です。

中央最賃審議会の無責任な判断に引きずられることなく、最低賃金1500円の実現をめざして大幅な引き上げをお願いします。

以上

東京地方最低賃金審議会  
会長 都留 康 殿

三多摩国

篇義

全国一律最低賃金制度と東京での時給1500円早期実現を求めて  
—東京地方最低賃金改定にあたっての意見—

コロナウイルス感染症の広がりの中で、貧困な医療体制、雇用不安の増大、不充分な中小零細企業・事業者の危機対策、製造業のグローバル・サプライチェーン崩壊などが一層の拍車をかけ、経済活動が大きく停滞し続けています。その結果、内定取り消しや、解雇、非正規労働者への雇止めは、3万人を超えていました。また、使用者の責に帰すべき事由による休業は、中央最低賃金審議会に提出された「総務省労働力調査（基本集計）」によれば、4月の雇用者数5923万人の内516万人（8.7%）がコロナウイルス感染症に伴う休業者数となっています。

こうした休業については、民法536条及び労基法26条に基づき休業補償賃金の支払いが使用者に義務付けられています。ところが、労基法26条に基づく休業補償6割以上支払いがされたところでも実質賃金の4割程度しか払われていないのが実態です。また、非正規雇用労働者の休業補償の上限額が最低賃金とほぼ同額であるという実態は、生活保護基準にすら届かないような休業補償しか得られないことを示しており、休業措置が長期化すればするほど持続的な収入源は減少し、生活困窮状態に追い込まれていきます。最低賃金が一五〇〇円以上でないと休業補償だけでは生活は成り立たないことは明らかです。

こうした時だからこそ最低賃金一五〇〇円以上を全国一律で実現することがコロナウイルス感染症拡大を防止し、労働者の生活を安定させる上で必要不可欠です。

中央最低賃金審議会がコロナウイルス感染の影響での企業の業績悪化を理由にして2020年度の地域別最低賃金の改定について、「現行水準維持が適当」と加藤勝信厚労相に答申したことは、労働者の生活実態を無視した無責任な行為であり、断じて認めることはできません。

とりわけ中小企業経営が悪化したのはコロナウイルス感染の影響だけでなく、むしろ消費税10%増税による負担増にその原因があります。

また、「人手不足を招いたのは最低賃金引き上げだ」とする意見がありますが、人手不足を招いたのは、賃金を含む労働条件切り下げによる労働環境の悪化にその原因があります。

本来最低賃金は、最低賃金法第一条が示すように賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

この目的からしてもコロナウイルス感染症に伴う国民生活破壊の現状を踏まえるならば、これに見合う労働者の雇用・生活補償を確保するために全国一律で最低賃金を大幅に引き上げることこそ必要な時だと考えます。

2019年東京春闘共闘会議が行った最低生計費調査結果において、新宿・立川で普通に生活するためには時給1700円が必要という結果が出ています。

現行の東京の最低賃金1013円で1日8時間22日働いても17万8288円に過ぎず、これでは収入から税金や社会保険などが差し引かれる経済的には結婚や出産もできないことは明らかです。

今日コロナウイルス感染の影響で疲弊し続けている我が国経済を立て直し、健全に発展をさせる上で

も労働者の生活実態に即した大幅な最低賃金の改定を実施することが急務であり、これらのことと審議会で真摯に審議することを求めるものです。

また、東京春闘共闘会議の調査によれば多摩地域で働く市町村自治体の臨時職員、非常勤職員など非正規労働者の時給は最低賃金すれすれです。これでは夫婦共働きでさえも子育てをすることも困難であり、貯蓄にまわす経済的な余裕さえもなく、将来の生活設計も不安となるのは当然のことです。

こうした中で三多摩春闘共闘会議は、三多摩の各自治体での国と都に生計費原則に基づく最低賃金決定を求める意見書の採択を求める行動に取り組み、昨年は三鷹市、武蔵野市で意見書が採択され、今年は国立市議会で採択されています。（別紙国立市議会陳情書参照）

最低賃金審議会は、労働者全体の生活実態を直視し、自治体の意見書も踏まえ、十分吟味して引き上げ金額を決めるよう強く求めるものです。

最低賃金審議会が政府の諮問及び経営者の支払の能力を優先し、昨年も労使合意に至らず、労働者の最低生計費とほど遠い低い額の最低賃金が決定されたことは周知の事実であり、企業の懐具合で最低賃金を決めている国は日本だけです。

しかも、地方最賃を決める最低賃金審議会の専門部会は非公開とされ、そこでどんな話し合いが行われているのか、どうゆう流れで引き上げ額が決定されたのかも不透明となっています。

最低賃金審議会は、原則公開という運営規程に沿った運営がなされるべきもので、非公開にして事実上密室審議というやりかたは、改めるように求めるものです。同時に委員の任命についても審議会がより公平公正であるためにも組織系統別にバランスを考慮し、労働組合からの代表を選出すべきです。

また、労働者の生活の安定を図るために最低賃金法の目的に沿った改定をするため専門部会での労働者代表による意見陳述を求めます。

未だ最低賃金以下で働くされている労働者が数万人に及ぶ状態を解消させるためにも、中小企業支援策の抜本的な拡充は必要不可欠です。

中小企業経営の足枷となっている消費税の5%以下への引き下げ、インボイス制度実施の撤回、コロナウィルス感染の影響に伴う中小企業の減収分に対する給付金の支給を含む直接的な支援を国に要望するよう求めるものです。東京最低賃金審議会が労働者の生活実態に即した東京の最低賃金の大幅な引き上げを答申するよう、重ねてお願い申し上げます。

陳情第4号  
令和2年2月17日

国立市議会議長 石井 伸之 様

## 最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書提出 に関する陳情

### 陳情の趣旨

ワーキングプア、すなわち働く貧困層の増大が社会的問題となって久しくなります。2017年度の年収200万円以下の労働者は1828万人、雇用労働者の38.5%となっています。（総務省統計局労働力調査平成29年（2017年）平均（速報）より）

現在、東京都の地域最低賃金は時間額1,013円となっており、週40時間・年間50週（年末年始、5月の連休は除く）を働く労働者の場合、年収202.6万円・月収約168,800円（税込）となります。

憲法は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（第25条）ことを保障しています。しかし、非正規労働者をはじめとする低賃金労働者からは「年金掛金が払えない」、「健康保険税（料）が払えない」「病気になつても医者にかかりれない」、「ダブルワーク、トリプルワークでやつと生活を維持している」という悲痛な声が労働組合に寄せられています。

最低賃金は、8時間働けば誰もが憲法に定める生活ができる生計費を保障する水準に改善されるべきです。ここ数年、最低賃金は毎年20円台の改善が行われてはいますが、首都圏では速やかな時給1500円の実現を期待する声が広がっています。

政府も「経済財政運営と改革の基本方針2019」で「中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。（中略）下請け中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。」と述べています。

最低賃金の抜本的引き上げは、労働者の生活改善とともに地域経済活性化の好循環をもたらすうえで大きな意義を持つことに、ご理解を賜りたく存じます。

## 陳情事項

前項の趣旨により、下記項目についての意見書を国立市議会として、国及び東京都の関係諸機関に提出することを陳情いたします。

1. 法定労働時間の労働で、健康にして文化的な最低限度の社会生活ができる賃金を保障するため、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 最低賃金引上げに対応する賃上げが困難な中小・零細企業に対し、最低賃金の引き上げに対応できるよう国及び東京都による支援を行うこと。

## 国立市議会陳情第4号

3月26日

最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書提出に関する陳情

令和2年3月26日開催の第1回定例会本会議において、議員提出第2号議案「最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書案」が可決され、3月30日付で衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、東京都知事あてに意見書を提出しました。

令和2年3月17日

国立市議会議長 石井 伸之 様

提出者 高原 幸雄

〃 藤田 貴裕

〃 石塚 陽一

〃 小川 宏美

議案の提出について

議員提出第 2 号議案

### 最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第 99 条及び会議規則第 13 条の規定により提出します。

## 最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書（案）

ワーキングプアと称される働く貧困層の増大が社会問題となって久しくなる。

2017年度の年収200万円以下の労働者は、1,828万人・雇用労働者の33.5%にまで増大、非正規労働者数も37.3%にまで増大している（総務省統計局労働力調査平成29年（2017年）平均（速報）より）。

現在東京都の最低賃金は時給額1,013円となっており、週40時間・年50週（年末年始及び5月連休を除く）を働く労働者の場合、年収202.6万円・月収約16万8,800円となる。

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを保障しているが、非正規労働者を始めとする低賃金労働者はダブルワークやトリプルワークでやっと生活を維持し、「年金が払えない」、「国民健康保険税が払えない」、「病気になっても医者にかかれないと」という悲痛な声が労働組合に寄せられている。

最低賃金は、8時間働けば誰もが憲法25条に定める生活ができる生計費を保障する水準に改善されるべきである。

ここ数年、最低賃金は毎年20円台の改善が行われているが、速やかに時給1,500円となるよう改善を求める声が広がっている。

政府も「経済財政運営と改革の基本方針2019」で「中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。（中略）下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る」と述べている。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、下記の事項を強く求める。

### 記

- 法定労働時間の労働で健康で文化的な最低限度の生活ができる賃金を保障するため、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 最低賃金引き上げに対応する賃上げが困難な中小・零細企業に対し、最低賃金の引き上げに対応できるように国及び東京都による支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

令和2年3月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、東京都知事

2020年7月27日

東京地方最低賃金審議会 御中

日本出版労働組合連合会  
東京地域協議会連絡会  
議長 小日向 芳子

[意見書]

地域最低賃金の引き上げと、審議会・専門部会の全面公開と公正運営を求める

貴審議会が、「賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とする最低賃金法の目的達成のために尽力いただいていることに敬意を表します。

日本出版労働組合連合会東京地域協議会連絡会（以下、出版労連）は、2013年（平成25年）度まで、東京都出版業最低賃金（以下、出版最賃）の改正の申出を行ってきました。しかし、貴審議会において、使用者代表委員の改正の必要性が認められないとの意見から改正がなされない状況となりました。さらに、2019年2月、出版最賃の廃止が決定されました。

出版最賃は、公正競争ケース（事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合）として改正の申出を行ってきました。廃止が決定された現在、公正競争を確保するための賃金格差の是正がなされているのでしょうか。

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査（令和元年2019年）」によれば、出版業を含む産業分類G41「映像・音声・文字情報制作業において、10～99人規模と1,000人以上の規模の事業所で、全労働者では1.86倍の、20～24歳の若年層においても1.48倍の賃金格差が生じております。また、20～24歳の若年層の全労働者の所定内給与額217,200円を所定内労実労働時間165時間で割ると時給1,316円となります。東京都地域最賃とは、303円もの差があります。

また、東京都産業労働局の「中小企業の賃金・退職金事情」（平成30年2018年）によれば、映像・音声・文字情報制作業において、事業の労働組合の有無で賃金が1.28倍の格差があるとの結果が示されております。

出版労連加盟組合のある職場において、高卒初任給が最高額383,750円、最低額166,010円と2.31倍の格差となっています。35歳実態賃金では最高額605,925円、最低額234,400円と2.59倍の格差が生じております。労働組合のない職場では、これ以上の格差となっております。

これらの結果を見れば、事業所の規模や労働組合の有無によって賃金格差が生じており、公正競争の阻害要因となっていることは明かであります。出版最賃が廃止され、地域最賃が摘要となつた現在、出版業における賃金格差を是正する立場からも、地域最賃のさらなる引き上げが、求められています。

2010年6月3日、第4回雇用戦略対話において、2020年までに全国加重平均1,000円を目指すことが政労使で合意されていますが、まさに今年が目標の年です。目標が達成されないのであれば、遅滞なく目標をめざすべきです。地域最賃の最高額である東京都が先行して時間額1,500円以上とならなければ実現が不可能です。

中央最低賃金審議会において引き上げの目安額が示されなかったことについて、出版労連として遺憾であることを表明いたします。コロナ禍において、日本経済を活性化させるためには、「Go Toトラベル」キャンペーンではなく、最低賃金を引き上げによって賃金水準全体を引き上げて、内需を活性化させるべきではないでしょうか。

特定最賃の廃止された現在、東京都最低賃金(地域最賃)の持つ役割が増大しています。出版産業における公正競争を確保する観点からも、産業の状況や、低廉な賃金の労働者の実態を貴審議会に意見陳述できる場を保障するべきと考えます。

同時に、貴審議会、専門部会の運営について全面公開と公正な運営が求められています。

以上のようなことから地域最賃改正にあたって、貴審議会に対し以下の事項を意見いたします。

#### 記

- 1、今年度の審議において、東京都最低賃金を時間額1,500円以上とするよう審議をつくしてください。
- 2、すべての審議会、専門部会を全面公開し、最低賃金審議の透明性を確保してください。
- 3、すべての審議会、専門部会の議事録をホームページで公開してください。
- 4、貴審議会において、東京に働く非正規雇用の労働者を含む労働者、特に廃止された出版業における賃金実態、公正競争の確保に関して直接意見陳述する場を実現してください。
- 5、貴審議会での意見陳述議事録、貴審議会に寄せられた意見書についてもホームページで公開してください。

以上

2020年7月27日

東京労働局

局長 土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会

議長 都留 康 殿

全労連・全国一般労働組合東京地

民事法務労働組合

執行委員長 鈴木 恵子

## 全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1500円の実現 東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書

日頃より労働者の権利を守るための労働行政の推進とご奮闘に感謝申し上げます。私たちが加盟する東京春闘共闘会議では2020年の東京都最低賃金の10月改定にむけて、東京地方最低賃金審議会、東京労働局長、ならびに審議会事務局である東京労働局労働基準部賃金課に対し、貧困と格差是正、大手不足と地域経済の疲弊を解消すべく、最低賃金の抜本的な引き上げと国に対する全国一律最低賃金制度の確立や中小企業への支援策の拡充を求めるものです。

最低賃金を巡る状況は、一極集中が進む東京の人口は1400万人を超えていいます。埼玉、神奈川、千葉首都圏人口は3700万人を擁する世界最大の都市経済圏です。ランク別の最低賃金は、東京都と埼玉では時給87円、千葉とは時給90円もの大きな最賃格差をつくり、都内事業所が低額な最低賃金を求めて埼玉や千葉に作業所や工場を移転する、公共事業入札のため都内に事務所だけ残す、あるいは県外事業者が都内に事務所だけ構えるなど、健全な経済発展を阻害する要素になっています。

東京春闘加盟組合では、東京在住者で作業所が埼玉県に移転し、通勤時間も長くなったりうえに賃金が下げられるなど不条理な待遇引き下げが報告されるなど、低賃金の正規・非正規労働者の労働環境にも多大な不利益が発生しています。このまま放置すれば、人材確保にも著しい歪みと悪影響を及ぼします。

さらには、日本の最低賃金そのものが低すぎるという根本的な問題があります。全労連、国民春闘共闘委員会が全国的に行っている「最低生計費調査」では、全国どこでもふつうに一人暮らしをするには月額24万円前後、時給1500円程度は必要という結果が出ています。東京の最低賃金額は現在時給1013円ですが、この金額ではまともに生活できません。東京春闘共闘会議で行った最低生計費調査では、新宿や世田谷で暮らすには最低1700円以上は必要であるという結果となっています。首都東京のかかえる労働力人口とコロナ禍だからこそ、最低賃金時給1500円の早期実現が求めています。首都東京がかかえる労働力人口と最低賃金引上げの影響率、消費喚起の経済効果を鑑みれば、貴審議会、並びに東京労働局がいかに社会的な期待と要請にこたえられるか、責務は重大です。

また、私たち民事法務労働組合は、法務省・法務局の乙号事務で働く労働者で組織する労働組合であります。この乙号事務は、2006年から市場化テスト（競争入札）の対象となり、繰り返し入札が行われ、多くの派遣企業が参入し、低価格の入札となっています。

す。その実態は、競争入札が繰り返される中で、低価格入札が激化し公務公共サービスの低下と、法務局乙号事務労働者の①低賃金、②雇用不安、③過重労働などを初めとする劣悪な労働条件の実態は、2014年からのアンケートの結果で明らかになっています。本年(2020年)の「2020年春闘における乙号事務労働者に対するアンケート」の集約で、5日勤務のフルタイム職員でも手取り賃金「15万円以下」が68%（全体では87%）、今 の暮らしに「苦しい」が81%(65%)、賃金実態の実感について「低い」は96%(86%)、将来への「不安」は94%(91%)となっており、フルタイム労働者であってもその実態が厳しいことが明らかになっています。さらに、労働組合の行った、各地のハローワークでの乙号事務募集の時給調査では法務局は国の機関でありながら、乙号事務労働者の賃金は、全国の時給では700円代から1,000円代と大幅な格差があります。また、同じ会社受託会社であっても、同様の格差があることが明らかになっています。全国の法務局は同じ業務であるにも関わらず、このような格差を作りだしていることは断じて許されることはできません。以下に、23法務局を落札している日本郵便オフィスサポートの調査結果(2019年)の一部を示しますが、その格差は依然として同じであります。同じ企業で、同じ仕事をしているのに東京と九州では240円の格差があり、その格差は、1日(8時間)1,920円、月(22日)42,240円、年間506,880円の格差になります。さらに、公務員の最低賃金は896円で、東京は、地域手当を20%上乗せして1,076円を下回るという低賃金です。

法務局名	最低賃金				事業者の時間給(調査時期)			
	2016年	2017年	2018年	2019年	2016年	2017年	2018-2019年	2020年
旭川	786	810	835	861			840～850	865～890
秋田	716	738	762	790	730～750	750		
前橋	759	783	809	835	780			
さいたま	845	871	898	926	900			
千葉	842	868	895	923	880			930
東京①	932	958	985	1013	1000	1010	1010～1020	1030
長野	770	795	821	848	770～820	800～850	850～890	870～9250
静岡	807	832	858	885	840	860	870	885
大阪①	883	909	936	964	883	910		964
大阪②	883	909	936	964	883	910	936	910
神戸	819	844	871	899	819～900	850～900	871	910/900
和歌山	753	777	803	830	780	780	803	830
広島	793	818	844	871	795	825	845	875
徳島	716	740	766	793	760	760		
松山	717	739	764	790				
高松	742	766	792	818	760			
高知	715	737	762	790		750		
佐賀	715	737	762	790		750	765	790

長崎	715	737	762	790	730～800	月額 12.5～12.6 万円	
熊本	715	737	762	790	715～770	740	765
宮崎	714	737	762	790	715	740	月給 16 万円
鹿児島	715	737	761	790	715	740	765
那覇	714	737	762	790	714	760	770
							800

こうした状況に、昨年3月15日の予算委員会で、日本共産党山添議員が、「法務局に直接雇用される国家公務員の非常勤であれば常勤の高卒初任給と同じ給与になり、2018年でいえば、時給は885円で、これに地域手当が付く。全国どこでも同じ内容、同じ質で提供される公共サービスであり、国の非常勤職員であれば、水準は低くとも、全国一律であるが、民間委託をされると、多くの地域で最賃とほとんど同じ、熊本と東京で時給の差が245円もある。これは不当ではないか」と山下大臣に迫りましたが、山下大臣は「労働社会保険諸令を遵守することを担保することが必要ありますが、これが遵守されている限り、どのような賃金で雇用するかというのは受託事業者の判断に委ねられるべきものである」と実態に目を向けようとした。

私たち民事法務労働組合は、「①法務局乙号事務労働者の現状の低賃金と人員体制を大幅に改善するために、公務職場での業務であることから、最低限人事院通知に基づき、乙号事務労働者の賃金を改善させると共に、経験年数に応じた熟練賃金（最低保証賃金）を設定するための緊急予算措置を新たに行うこと。②このような各法務局の格差の実態を調査し是正するために、国として労働者の賃金に関する基準（乙号事務労働者の賃金についての全国一律の最低基準など）を設けるとともに、入札の実施要項において、労働者の賃金の設定について指導することなど」を求めて、法務省や総務省監理委員会とも交渉をしてきています。

最後に、東京春闘共闘会議として毎回東京地方最低賃金審議会委員の選考については、唯一、示されている選任基準である基発545号（1961年6月15日付け）に基づく選考を求めてきました。今回の欠員補充に付いても、医療産業からの推薦をしましたが選考されませんでした。選考経過は、これまでの要請時に「総合的な判断」として回答されるのみで明確な根拠や任命基準を答えていただいていません。改めて、選任基準を逸脱した行為に対する行政としての説明を強く求めるものです。

以上をふまえ、貴審議会と貴局に対し、下記の要請事項の実現にご尽力をお願い致します。

### 記

- 1、地域別最低賃金の格差解消に向けて最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。全国加重平均時給を、早期に、どこでも時間額1500円の実現を図ること。
- 2、東京労働局、東京地方最低賃金審議会として、東京で今すぐ時給1500円を実現すべく審議を進めること。また、そのために欠かせない中小企業支援策の拡充・確立を国に強く求めること。
- 3、今回、東京地方最低賃金審議委員の欠員に伴い東京春闘共闘会議から推薦者を出したが、推薦されなかった。選考経過を明らかにするとともに、選任基準となる基発545号（1961年6月15日付け）に基づいた公正な選出であったか、回答すること

と。

- 4、最賃審議会、専門部会の完全情報の公開を行うこと。
- 5、東京で暮らす最低賃金で暮らす労働者（正規・非正規労働者）の 実態と生計費調査結果について直接意見陳述の機会を設けること。意見陳述は公開審議の場で行うこと。
- 6、貴局として審議会に対し、東京春闘共闘会議で用意する最低生計費調査などの資料についても審議会で討議材料とすること。また、10月の改定に向けて、審議会、専門部会で審議材料とする資料を明らかにすること。

以上